

<ごあいさつ>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されました。色々と影響が出ておりますが、皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

<持続化給付金について>

令和2年5月1日より、申請受付を開始致しました。

(1) 持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするための事業全般に広く使える給付金

(2) 給付額

法人は200万円まで、個人事業者は100万円まで
※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限

■給付額の計算方法・・・前年の総売上（事業収入）
－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

(3) 給付対象の主な要件

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ③ 法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者
※なお、2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。また、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

(4) 申請期間・方法

- ① 給付金の申請期間・・・令和2年度補正予算の成立の翌日から令和3年1月15日まで
- ② 申請方法・・・持続化給付金の申請用HPからの電子申請（下記書類をPDF等にデータ化する必要有り）

(5) 申請に必要な書類

- ① 2019年（法人は前事業年度）の確定申告書類
- ② 売上減少となった月の売上台帳の写し
- ③ 通帳写し
- ④ 身分証明書写し（個人事業者）

※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<5月・6月の税金・労務関係>

- ① 3月決算の確定申告・9月決算の中間申告
- ② 個人住民税の通知…特別徴収：5月中旬頃
普通徴収：納期限は6・8・10・1月の末日
- ③ 自動車税の納付・・・5月末日
- ④ 源泉所得税（納特）の納付・・・7月10日まで
- ⑤ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出・・・7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新・・・7月10日まで

<若松家の出来事>

現在、長男（小2）、次男（小1）、長女（年少）、三男（5ヶ月）の父親として育児に奮闘しております。

新型コロナウイルスの影響で、不要不急の外出を自粛し、自宅内で過ごしています。そのため、これを機に学習マンガやパズルなど、色々と購入しました。

なお、活発な三人組は、自宅と事務所の敷地内やすぐそばの公園で人が少ない時間帯に、賑やかに走り回っています。ちなみに昼食後は、子供達から公園へのお誘いがあり、野球や砂遊びなどを行っています。

また、次男は楽しみにしていた小学校に入学しましたが、臨時休校に伴い、家庭内学習の日々です。今年は、運動会等の中止など、活動に制限がありますが、少しでも色々な経験し、大きく成長して欲しいです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

